The IchiKawa Times

こんにちは。税理士の市川です。 いよいよ夏もおわり、時折、秋の気配も感じられることも増えました。 今年の中秋の名月は9月29日です。毎年9/29-30は日照がすくないタイミングで、 いわゆる雨の特異日。今年は晴れるか楽しみにしています。



今月のブログのまとめ

◆相続の準備メモ:不動産(マンション)について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。

今回のテーマは「相続準備メモの作成」不動産(マンション)編です。



◆相続税はどのくらいの人が申告しているのか?

相続税の統計データのまとめです。毎年国税庁から相続税申告実績の概要に ついて発表されています。この統計から相続税の実態をみてみましょう。



◆日本の中小企業の社長の年齢は?

「令和4年中小企業実態基本調査(速報) | をもとに、社長の年齢に関す るデータをまとめました。



給与明細書

今年の最低賃金は1,004円(昨年+43円)

今年度の**最低賃金は大幅な引上げが確実**です!

各労働局からの最低賃金の東進を受けて、公表された厚生労働省からの改定額の答申が発表さ れました。厚生労働省が公表した答申のポイントは以下のとおりです。

(厚生労働省「令和5年度 地域別最低賃金 答申状況」)

- 改定額の全国加重平均額は1,004円(昨年度+43円) +43円の引上げは、昭和53年度以降で最高額
- 47都道府県で、39円~47円の引上げ 最高額(1,113円)は東京都、最低額(893円)は岩手県でした。
- 大阪府は1,064円で+41円の引上げ、兵庫県は1,001円で+41円の引上げでした。 発効時期は2023年10月1日となっています。

物価上昇にあわせて、実質賃金の低下に対応するためには賃上げは必須ではありますが、あま りにも急激な賃金上昇による弊害を心配してしまうところもあります。

いずれにしても、今年は、物価だけでなく賃金も上昇する秋となりそうです。

毎週土曜日

無料の税金相談もやってます お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所 (編集長:市川)

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館

電話:050-5435-3083/FAX:06-6356-3376